⑷　中国四国農政局における平成31・32年度又は令和１・２年度一般競争（指名競争）参加資格の「土木一式工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上の認定を受けている者であること。

なお、共同企業体により参加する場合には、いずれの構成員も「土木一式工事」の認定を下記６の⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受け、代表者は客観点数が1,250点以上、代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上の認定を受けている者であること。

⑸　施工実績

①　平成17年度から令和元年度の間に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。

なお、共同企業体により参加する場合には、構成員いずれか１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。

また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「堰・水門工事」、「コンクリート構造物（建築は除く）の耐震補強工事」又は「港湾・空港・海洋埋立工事」のいずれかの改修工事又は新設工事とし、規模は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本改修工事に専任で配置できること。なお、本改修工事は令和３年10月頃に工事着手する予定である。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者

イ　技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）の資格を有する者

ウ　国土交通大臣が上記ア又はイに掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者

②　平成17年度から令和元年度の間に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。

なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が説明書に示す点数未満のものを除く。

同種工事とは「コンクリート工事」とし、その規模は問わない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑤　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす管理技術者を本技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

①　技術士（技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造物及びコンクリート」、「施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」、「農業農村工学」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」、「建設―施工計画、施工設備及び積算」、「農業―農業土木」、「農業―農業農村工学」とするものに限る。））、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（技術部門を「鋼構造物及びコンクリート」、「施工計画、施工設備及び積算」、「農業土木」とするものに限る。）のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）。

②　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑻　下記４の⑴の参加資格確認申請書提出期間の最終日から技術協力業務の見積合せの日までの期間に、中国四国農政局長から「中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　令和２年６月９日に別途公示した「児島湾沿岸農地防災事業　排水樋門（中央部）実施設計その１業務」の参加申請者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である中国四国農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　技術提案書を提出しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札方式により交付する。

⑴　交付期間：別表１の①に示す日時

⑵　交付場所：〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局農村振興部設計課技術審査第１係　電話086―224―4511　内線2625

⑶　その他　ＣＤ－Ｒ等による交付方法を希望する場合は、その旨を別表１の①に示す交付期間に上記３の⑵の場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒ等を持参すること。返信用封筒及びＣＤ－Ｒ等を用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

４　参加資格の確認

⑴　技術提案書の提出を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、説明書に示す参加資格確認申請書及び確認資料を別表１の②に示す期間に提出すること。

⑵　参加資格確認申請書及び確認資料を別表１の②に示す期間に提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案書を提出することはできない。

⑶　参加資格確認申請書の作成・提出にあたっては、上記３に示す説明書の交付期間、場所及び方法により説明書（参加資格申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑷　上記４の⑶以外の方法で入手した説明書をもとに作成・提出した参加資格確認申請書は無効とし、技術提案書提出要請の通知を行わない。

⑸　その他詳細は、説明書による。

５　技術提案書の提出期間、評価基準等

⑴　参加資格の確認後、参加資格を有する者に別表１の③に示す日付で技術提案提出要請を通知する。

⑵　上記５の⑴の技術提案提出要請の通知を受けた者は、別表１の④に示す期間に、説明書に示す技術提案書を提出すること。

⑶　技術提案書の提案内容について、ヒアリングを行う。

⑷　技術提案書評価基準は、説明書による。

⑸　その他詳細は、説明書による。

６　優先交渉権者の選定及び契約締結

⑴　技術提案書の評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑵　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から③の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　説明書に示す課題１の得点が高い者

②　説明書に示す課題２の得点が高い者

③　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。くじの実施方法等については、別途通知する。